

平成 23 年度 第 2 回公民館運営審議会 議事録

日 時 平成 23 年 12 月 20 日 (火) 午前 10 時～
場 所 柏原市立公民館 2 階 講座室
出席者 公民館運営審議会委員
山田勝久 (会長)、浦野かをる (副会長)、浦上隆、上井希子、
川本町子、高井貞二、田中秀昭、山本真見 (委員は氏名 50 音順)

事務局

岡本彰司 (生涯学習部長)、酒谷敬三郎 (公民館長)、
川崎一彦 (公民館長補佐)、田前亮太 (公民館主幹)、
菅原真純 (公民館主査)

会長あいさつ

生涯学習部長あいさつ

事務局

議員の交代について、平成 23 年 10 月 3 日付で、柏原市議会で改選が行われ、平成 23 年 4 月 1 日から本審議会に入らせていただきました石橋實議員に代わって、山本真見議員に就任していただきましたので、ご報告申し上げます。

山本委員 (自己紹介)

(その後、順に委員、事務局が自己紹介。)

会 長

本日の出席者は委員 11 名中 8 名が出席し、2 分の 1 以上が出席して、会議が成立している事を報告申し上げます。まず始めに、案件①平成 23 年度事業報告について、事務局より報告をお願いします。

事務局

23 年度の公民館事業につきましては、大きく 3 つの事業を掲げております。まず 1 点は部屋の貸し出し事業、2 点目は公民館主催の講座開催事業、3 点目は市民文化祭の開催事業がございます。

まず最初の部屋貸しの状況でございますが、公民館本館の月別使用状況によりますと、年度途中ですので、11月までの合計で、23年度は1,285件、34,171人の利用がございました。続いて堅下合同会館につきましては、同じく11月までの合計で、1,374件、18,016人の利用がありました。国分合同会館の2階・3階の部屋貸しは739件、10,0003人の利用がありました。KIホールにおきましては、80件、105名の利用がございました。

本館の利用状況につきましては、昨年度と比べまして、調理室で64件の1,130人となっております。昨年度は71件で、若干調理室の利用が下がっております。利用人数では50名の減となっております。和室は昨年で1,340件、32名の減となっております。この二つの部屋が昨年度と比べて減少しておりますが、他の部屋は横ばいとなっております。

堅下合同会館は昨年度に比べて、0.1%の伸びでございます。

国分合同会館は利用サークルも変わらず、ほとんど変わっておりません。

KIホールは4団体で多目的ホールを使っておりますが、件数人数ともに変わりません。

事務局

講座開催状況を説明します。4月から11月にかけて実施された講座は生涯学習講座12講座、教養・基礎講座が12講座、教養講座が3講座、近畿財務局出前講座1講座です。

12月から3月にかけては、教養・基礎講座3講座、教養講座3講座が予定されています。

参加料は生涯学習講座と教養講座は1回あたり200円、教養講座は1回あたり300円をいただいております。

事務局

教養講座については、なるべく近い所で受講したいという市民の要望がありまして、柏原地区（文化センター）、国分地区（国分図書館）に振り分けて開催しております。

柏原市文化祭につきましては、主管団体である柏原市文化連盟と協議のうえ、2週に渡っての土曜・日曜、間の平日を挟んで実施した次第です。その結果、参加者は839名の増加となっております。美術展は昨年度と比べて636名増加しています。また生活文化展は約600名の増加になっております。個別に見ていくと、中には書道生花展のように若干少なくなっているものもありますが、全体で見まして、昨年度16,104名、今年度16,943名で839名の増で盛大な市民文化祭になったと思っております。（24分56秒）

会 長

それでは、委員の皆様から今年度の報告について、質問、ご意見をどうぞ。

委 員

調理室、和室の利用が減ったということですが、理由は分かりますか。

事務局

指導者の体調や用事等で週3回が2回になるということもあり、この数字に反映していると考えています。まだ今年度はあと残り4カ月がありますので、ほぼ例年通りの数字に落ち着くのではないかと考えています。1団体30～40名おり、1回か2回か休むと、利用者数に大きく反映します。

会 長

利用者数について、10月は文化祭で多いのは分かりますが、5月に多いのはなぜですか。

事務局

5月は毎年、文化連盟祭が開かれており、その関係でございます。

会 長

それでは、案件②の平成24年度事業計画について説明してください。

事務局

図書館管轄の学習室を図書館管理下の1階に移動し、12月に入ってから稼働したわけですが、部屋替えが行われました。ただし部屋数は減っておりません。管轄として1階は図書館、2階3階は公民館という振り分けに正したわけです。24年度につきましても1件でも多くの市民の皆様にご利用いただくのが公民館の使命であると考え、申込は2か月前から使用の5日前までですが、作り物の制作に時間がかかる等どうしても必要な団体には時間の区分を超えて、前後の時間帯を含めてご利用いただいております。

事務局

平成24年度講座開催予定について説明します。生涯学習講座は13講座を、教養・基礎講座は、平成23年度で実施した講座の中で人気のあった講座に、「囲碁入門」と「和紙ちぎり絵」を加えた14講座を、教養講座は講師が未定の講

座を含め6講座を予定しておりますのでよろしく申し上げます。

会 長

平成23年度と比較しますと、生涯学習講座は12講座から13講座に、教養・基礎講座は12講座から14講座に、教養講座は3講座から6講座となっております。このことについて質問、ご意見がありますか。

委 員

教養講座で講師が未定の講座がありますが、全く決まっていないのであれば、一市民の希望として、アゼリヤやリビエールホールで行っている簡単な落語や話し方や勉強会について考えてほしい。柏原市出身の落語家には桂つくしさんもいらっしゃいます。

会 長

講座については、常に新鮮な内容や新しい講師の先生方は絶えず必要と考えている。他市で実施している人気のある講座などを調査してみてもどうか。

委 員

私は長年に亘り公民館を利用させてもらってきました。今回、学習室が1階に移行し講座室がここになったわけですが、従前の講座室と比べて広さはどうでしょうか。また、これは市の考え方と思いますが例えば、女性センターでも利用出来る部屋が減ったように、この公民館でも利用出来る部屋が減ってきているのではないか。このような中であって公民館利用者が約63,000人で、全市民が一人一回は利用している状況で、今後も部屋数が減ってゆくのではないかと心配している。1階のオープンスペースに学習室が出来たことにより、文化センターの入口が窮屈な感じがしますし公民館の良さがなくなったことが残念です。また3区分から5区分に時間帯が変わって使いにくくなったことも含めて、今後の考え方をお聞きしたい。

事務局

講座室の広さは同じで、部屋数も減ってはおりません。今回、学習室が1階へ移行したわけですが、この文化センターの大きな施設の中で公民館、図書館がそれぞれ違った業務を行っております。1階である図書館フロアは月曜日が休館ですが、公民館は年末年始以外休館ではないことから、月曜日も多数の市民の方が来館されますが、公民館事務所が2階にあることから1階のオープンスペースの管理までなかなか目が届かないのが現状であります。過去

においても、ゴミやペットボトルに入れた小便を散乱させるなどの被害を受けたことがございますので、業務・管理上も含め総合的に検討し改修に踏み切ったものです。オープンスペースはなくなりましたが、部屋数も減ってありませんし、公民館利用者の利便性については何ら変わっておりません。

委員

K I ホールについてですが、管理はどこですか。

事務局

管理自体は、産業振興課が行っております。

委員

会議室の使用実績がゼロとなっていますが、これは場所が不便な位置にあることが理由だと思いますので、市内循環バスなどを活用して利用しやすく出来るよう検討をお願いします。また、講師が本年度と同じ講座が来年度においても多数ありますが新しい部門の講師を公募してはどうか。

事務局

公民館講座は、学習講座であってカルチャー講座ではありません。学習講座として開催するにあたりまして、講師との打合せにおいて日程や条件が合わず開催できないでいる講座もたくさんあります。来年度の開催に向けて広く広報等で、また、知識をもった人であっても習い事にいそしんでおられる方もありますので、その人たちにも呼びかけるなどしてまいりたいと考えている。貴重ご意見ありがとうございました。

会長

他に質問もないようですので、次に案件③の社会教育法の一部改正について説明してください。

事務局

平成23年8月30日に公布された「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(いわゆる第二次地域主権一括法)において、社会教育法の一部改正が行われ、平成24年4月1日より施行されることとなりました。具体的には、地域の実情に応じて一層幅広い分野の者が公民館運営審議会の委員となることが促進されるよう、社会教育法30条第1項に定める委員の委嘱に当たっての基準を削除し、これを条例にお

いて定めることとするとともに、条例を定めるにあたって「参酌すべき基準」を文部科学省令で定めることとされました。これを受け、平成23年12月1日に「参酌すべき基準」が文部科学省令により示されましたため、柏原市公民館運営審議会条例の一部を改正するものです。改正の内容ですが、民館運営審議会委員の委嘱基準を条例第2条に追加し、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が委嘱する規定を設けるものです。

会 長

柏原市公民館運営審議会条例の改正案として第2条第1項に「審議会は、委員15名以内で組織する。第2項で審議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が委嘱する。」と条例の中に明記されたのが、今回の改正理由でございます。但し、次会の改正時からの適用となり、現在の委員についてはそのままということになります。

委 員

今回の改正案により、次回から市議会議員は委員になれないのか。

事務局

市議会議員は学識経験者として選出していただいております。これからも変わりなく委員になっていただくことが出来ます。

委 員

今の委員の任期はどうなるのか。

事務局

経過措置がございまして、今の委員については任期まではそのままです。

委 員

定員についてはどうなるのか。減らす考えはあるのか。

事務局

今回、条例の中に明記しただけで、定員等についても何ら変わりはありません。現在、公募委員がおられませんので11名の委員での構成となっているものです。

事務局

もともと社会教育法の規定によって構成していたわけですが、地方分権への移行により同じ内容で条例に盛り込むことになったわけです。

会 長

現在の委員を分類すると、学校教育が1人、社会教育が6人、家庭教育が1人、学識経験者が3人、公募がゼロとなっております。次回は、もっとバランスよく選出すべきだと思います。それでは他にご意見もないようですので、これで閉会とします。

事務局

最後に浦野副会長よりごあいさつをお願いします。

副会長

あいさつ